（委託契約書の案の記載事項）

第五十七条の五　前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一～七　（略）

八　特定信用事業代理業の内容の店頭掲示及び公衆の閲覧に供する措置に関する事項

九　（略）

２　（略）

（標識の様式等）

第五十七条の十　（略）

２　特定信用事業代理業者は、準用銀行法第五十二条の四十第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該特定信用事業代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

３　準用銀行法第五十二条の四十第二項ただし書に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二　そのウェブサイトがない場合

三　その行う特定信用事業代理業が一の特定信用事業代理業再委託者の再委託を受けて行うもののみである場合において、当該特定信用事業代理業再委託者が、当該特定信用事業代理業を行う者が公衆の閲覧に供すべき事項を当該特定信用事業代理業再委託者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するとき。

（貯金等との誤認防止）

第五十七条の十五　（略）

２～４　（略）

５　第二項の場合において、特定信用事業代理業者は、同項の規定による掲示の内容を当該特定信用事業代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、第五十七条の十第三項各号に掲げる場合は、この限りでない。

（所属組合による特定信用事業代理業者の業務の適切性等を確保するための措置）

第五十七条の二十九　所属組合は、特定信用事業代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一～五　（略）

六　所属組合の名称、特定信用事業代理業者であることを示す文字及び当該特定信用事業代理業者の商号又は名称を店頭に掲示させるとともに、第五十七条の十第三項各号に掲げる場合を除き、当該特定信用事業代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供させるための措置

七～九　（略）

２　（略）

別紙様式第２号（第57条の10第１項関係）

（略）

（記載上の注意）

（略）

（委託契約書の案の記載事項）

第五十七条の五　前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一～七　（略）

八　特定信用事業代理業の内容の店頭掲示に関する事項

九　（略）

２　（略）

（標識の様式）

第五十七条の十　（略）

（新設）

（貯金等との誤認防止）

第五十七条の十五　（略）

２～４　（略）

（新設）

（所属組合による特定信用事業代理業者の業務の適切性等を確保するための措置）

第五十七条の二十九　所属組合は、特定信用事業代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一～五　（略）

六　所属組合の名称、特定信用事業代理業者であることを示す文字及び当該特定信用事業代理業者の商号又は名称を店頭に掲示させるための措置

七～九　（略）

２　（略）

別紙様式第２号（第57条の10関係）

（略）

（記載上の注意）

（略）